

2009年7月24日

## 浅尾慶一郎議員に対する倫理規則適用について

民主党幹事長 岡田克也

本日、浅尾慶一郎参議院議員は離党届を提出し、参議院議員を辞職して次期衆院選に神奈川第4区から立候補することを表明した。

すでに衆議院は解散され、事実上の選挙戦に突入している。わが党は国民の期待に応じて政権交代を実現するため、すべての候補予定者、参議院議員、地方組織が一致結束して全力でたたかっているところである。

その最中に、ネクスト防衛大臣の要職にある浅尾議員が、再三の説得にも応じず、身勝手な理由でわが党の公認候補予定者に対抗して立候補しようとしていることは、国民の期待を裏切る背信行為であり、党の倫理規範に反する許し難い反党行為である。

党としてこれを看過することはできず、最も重い処分を講ずることが相当であると判断し、浅尾議員から提出された離党届を受理せず、党規約第33条および党倫理規則第4条にもとづき、本日付で除籍処分とする。

なお、本処分は、解散後の常任幹事会決定事項が代表、幹事長に一任されていることにもとづく決定であり、倫理委員会への諮問については、党倫理規則第6条にもとづき、総選挙後に行うこととする。

以上